

# 令和7年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金

保険診療等を行っている医療機関・薬局等においては、物価高騰による電気料金、食材費等の影響を価格転嫁できないことから支援金を給付します。

## 給付額

施設区分に応じた定額を給付します。

区分	支援金の額
病院・有床診療所	1床当たり 19,700円～46,100円
無床診療所（医科・歯科）	35,400円～60,400円
薬局、助産所、施術所、歯科技工所	10,500円～28,100円

※供給を受けている電気の種類により支援金の額を決定します。

## 申請期限

支援金の申請書は下記期限までに提出してください。

令和8年5月29日（金）必着

## 申請方法

郵送のみの受付となります。

申請書（署名または押印が必要）に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

令和6年度以降に物価高騰対策支援金の給付を受けていて、電圧の種類に変更がない施設は、「電気のご使用量のお知らせ等」の添付は不要です。

## 留意事項

申請に当たっては以下の事項に御留意ください。

- 医療機関・薬局は、保険機関コードが必要です。（同一施設で医科と歯科のコードを有している場合は、いずれか一方の申請になります。）
- 国、県、市町村又は一部事務組合等直営の医療機関等は対象になりません。
- 社会福祉施設内の医務室（診療所）は対象なりません。
- 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが確認できる書類が必要です。
- 柔道整復とあはきを併設している施術所は、いずれか一方の申請になります。
- ビルなどで特別高圧又は高圧で一括受電した後に受電する施設は特別高圧又は高圧の施設としますが、そのことが確認できる書類の写しが必要です。
- 令和8年4月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象なりません。

## お問い合わせ・提出先

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局

〒812-0007 福岡市博多区東比恵1-4-10-2F

☎092-600-2031 FAX092-475-5937

## 給付額及び提出書類一覧

\*申請前に必ずご確認ください

令和6年度以降に物価高騰対策支援金の給付を受けていて、電圧の種類に変更がない施設は、「電気のご使用量のお知らせ等の写し」の添付は不要です。

令和6年度以降に物価高騰対策支援金の申請をしていない施設は、電気のご使用量のお知らせ等は令和7年7月分から令和8年3月分のいずれかの月の写しを提出してください。(特別高圧又は高圧を受電している施設の場合に必要)

通帳の写しは、取引口座名等が確認できる見開き1ページ目の写しを提出してください。

施術所については、令和6年度以降に物価高騰対策支援金の給付を受けている場合は、「受領委任取扱いの登録記号番号又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが確認できる書類」の添付は不要です。

助産所については、出産育児一時金等請求のための助産所コード通知の写しをご提出ください。

区分	電気	給付額	提出書類
病院 有床診療所	特別高圧	46,100円×病床数	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	高圧	26,500円×病床数	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	低圧	19,700円×病床数	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し

※ 病院及び有床診療所の給付額は、入院患者に係る食材費の上昇分への支援を含みます。

※ 上記で算出した給付額と無床診療所の同区分の額を比較し、多い方の額を給付します。

区分	電気	給付額	提出書類
無床診療所	特別高圧	60,400円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	高圧	54,600円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	低圧	35,400円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
薬局 助産所 施術所	特別高圧	26,100円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	高圧	28,100円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し ③電気ご使用量のお知らせ等の写し
	低圧	10,500円/施設	①申請書 ②振込先通帳（見開き1ページ目）の写し